

## 大阪府教育行政事務手数料条例の一部を改正する条例（案）の要綱

### 1 教育職員免許法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

#### (1) 改正の趣旨

「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号。以下「改正法」という。）」が平成19年6月27日に公布され、教員免許更新制が平成21年4月1日から施行されることとなった。

このことにより、普通免許状及び特別免許状に10年の有効期間が定められるとともに、施行前に授与された旧免許状の所持者についても、10年ごとに免許状更新講習の修了確認が義務付けられた。これら更新手続に伴う各種事務手数料を設定するため、条例の一部改正を行うこととする。

#### (2) 改正の内容

○更新手続に伴う事務手数料を次のとおり新設する。

四の項 普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を授与されたことの証明に係る手数料・・・500円

※免許状更新申請時には所有する教員免許状の根拠を申請者が示さなければならないため、本証明が大量に申請されるため新設。

普通免許状は、教育職員免許法で定める基礎資格と単位を修得し、申請により府県教育委員会から授与される免許状。府では年間16,000件発行。

特別免許状は、学校教育に特に必要があると認める場合に、学校園等からの推薦に基づいて授与される免許状。府内でのみ有効、大阪府実績なし。

臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、授与される免許状。有効期間は3年で、府内でのみ有効、年間20件発行。

七の項 法第九条の二第一項の規定による更新の申請（教育職員免許の更新に係る申請）に係る手数料・・・3,300円

八の項 法第九条の二第五項の規定による延長の申請（教育職員免許法第九条の二第五項の規定による有効期間の延長に係る申請）をしようとする者・・・2,000円

十一の項 改正法附則第2条第2項に規定する更新講習修了確認の申請に係る手数料・・・3,300円

十二の項 改正法附則第2条第3項第3号の確認の申請に係る手数料・・・3,300円

十三の項 改正法附則第2条第4項の規定による修了確認期限の延期に係る申請に係る手数料・・・2,000円

十四の項 改正法附則第2条第5項の規定による（免許状講習を受ける必要がないものとしての）認定に係る申請に係る手数料・・・3,300円

※七の項、八の項が新免許状（平成21年4月1日以降に授与の免許状）、十一の項～十四の項が旧免許状（平成21年3月31日までに授与の免許状）に関する手数料（参考）全国共通の事務となるため、他府県の手数料設定を参考とした。

○その他、文言の整理（一の項から三の項まで、新五の項、新六の項、新九の項及び新十の項関係）

#### (3) 施行期日

平成21年4月1日から施行する。（理由）教員免許更新制が平成21年4月1日から施行されるため。

改正案

項	区分	金額
一	法第五条第一項又は第十六条の二第一項の規定による普通免許状の授与に係る申出をしようとする者	普通免許状一件につき三、三〇〇円
	特別免許状の授与に係る申出をしようとする者	特別免許状一件につき三、三〇〇円
二	法第五条第三項の規定による特別免許状の授与に係る申出をしようとする者	特別免許状一件につき三、三〇〇円
	法第五条第六項の規定による臨時免許状の授与に係る申出をしようとする者	臨時免許状一件につき一、七〇〇円
三	法第四条第一項の普通免許状、特別免許状又は臨時免許状を授与されたことの証明を受けようとする者	一通につき五〇〇円
	法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めに係る申出をしようとする者	普通免許状の場合一件につき三、三〇〇円 臨時免許状の場合一件につき一、七〇〇円
四	法第六条第一項の教育職員検定の申請をしようとする者	教育職員検定一件につき一、七〇〇円
	法第九条の二第一項の規定による更新を申請しようとする者	三、三〇〇円
五	法第九条の二第五項の規定による延長を申請しようとする者	一、〇〇〇円
	法第十五条の規定による免許状の書換の願い出をしようとする者	書き換える免許状一件につき八七〇円
六	法第十五条の規定による免許状の再交付の願い出をしようとする者	再交付する免許状一件につき一、一〇〇円

現行

項	区分	金額
一	法第五条第一項又は第十六条の二第一項の規定による普通免許状の授与を願ひ出る者	普通免許状一件につき三、三〇〇円
	特別免許状の授与を願ひ出る者	特別免許状一件につき三、三〇〇円
二	法第五条第二項の規定による特別免許状の授与を願ひ出る者	特別免許状一件につき三、三〇〇円
	法第五条第五項の規定による臨時免許状の授与を願ひ出る者	臨時免許状一件につき一、七〇〇円
三	(新設)	
	法第五条の二第三項の規定による新教育領域の追加の定めに係る申出又は願ひ出をする者	普通免許状の場合一件につき三、三〇〇円 臨時免許状の場合一件につき一、七〇〇円
四	法第六条第一項の教育職員検定を願ひ出る者	教育職員検定一件につき一、七〇〇円
	(新設)	
五	(新設)	
	法第十五条の規定による免許状の書換えの願い出をする者	書き換える免許状一件につき八七〇円
六	法第十五条の規定による免許状の再交付の願い出をする者	再交付する免許状一件につき一、一〇〇円

第一条 (略)  
第二条 (略)

第一条 (略)  
第二条 (略)

改正案

十一	〔教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項に規定する更新講習修了確認を申請しようとする者〕	三、三〇〇円
十二	改正法附則第二条第三項第三号の確認を申請しようとする者	三、三〇〇円
十三	改正法附則第二条第四項の規定による延期を申請しようとする者	一、〇〇〇円
十四	改正法附則第二条第五項の規定による認定を申請しようとする者	三、三〇〇円

第三条・第四条（略）

現行

〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

第三条・第四条（略）

大阪府立高等学校等条例の改正の概要

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

改正の理由	条例措置を要する理由
府立の高等学校及び特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び学校再編による学校数の減等により、平成21年度の教職員定数の改定を行うため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項により、府立の高等学校等（地方公共団体の設置する教育機関）の職員の定数は条例で定めることとされているため。
改正の要点	政策アセスメント（他部局、関係市町村、関係団体との調整）
教職員定数の改定 ・大阪府立高等学校等条例（第3条関係） 高等学校       10,128人→ 10,087人 特別支援学校   3,143人→ 3,241人	定数について、財政課と調整済
	制度間調整の内容
施行予定時期	_____
平成21年4月1日	その他審査の参考となる事項
適用区分	_____
_____	_____

(案)

大阪府条例第 号

例 大阪府立高等学校等条例の一部を改正する条

十八号)の一部分を次のように改正する。昭和二十三年大阪府条例第九

に改め、同条第一号中「一〇、一二八人」を「一〇、〇八七人」  
に改める。同条第二号中「三、一四三人」を「三、二四一人」  
に改める。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

改正案	現行
<p>第一条～第二条(略) (職員の定数)</p> <p>第三条 高等学校及び養護教育諸学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 一〇、〇八七人</p> <p>二 特別支援学校 三、二四二人</p> <p>第四条～第九条(略)</p>	<p>第一条～第二条(略) (職員の定数)</p> <p>第三条 高等学校及び養護教育諸学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 高等学校 一〇、一二八人</p> <p>二 特別支援学校 三、一四三人</p> <p>第四条～第九条(略)</p>

区分	府費負担教職員定数条例				大阪府立高等学校等条例		大阪府立高等専門 学校条例	合計	
	小学校	中学校	市立高等学校(定時制)	市立特別支援学校	府立高等学校	府立特別支援学校	府立工業高等専門 学校		
条例定数	20年度	27,180人	14,812人	28人	1,181人	10,128人	3,143人	141人	56,613人
	21年度	27,418人	14,975人	28人	1,213人	10,087人	3,241人	140人	57,102人
増減	238人	163人	0人	32人	△41人	98人	△1人	△489人	
増減理由	児童・生徒数の変動に伴う学級数の増等 小学校 48学級 増 中学校 119学級 増 国定数改善による増 (主幹教諭(首席)によるマネジメント機能強化 等) 小学校 67人 中学校 1人			幼稚部 △3学級 小学部 1学級 中学部 13学級 高等部 11学級 訪問 1学級 計 23学級	学校再編による減等	幼稚部 △2学級 小学部 13学級 中学部 20学級 高等部 16学級 訪問 2学級 計 49学級	府立工業高等専門 学校改革計画に基 づく教職員定数の減		
備考	1,021校 (うち6分校) 閉校 吹田市立北千里小学校 閉校 なし	465校 (うち1分校) 閉校 閉校 なし	・東大阪市立日新 ・岸和田市立産業 大阪市立・堺市立は対象外	視覚支援学校 1校 聴覚支援学校 1校 支援学校 11校 (うち1分校) 閉校 大阪市立貝塚養護学校 閉校 堺市立上神谷支援学校	146校 閉校 4校 東豊中高校 少路高校 茨木東高校 鳥飼高校 閉校 2校 【普通科総合選択制】 懐風館高校(仮称) りんくう翔南高校(仮称)	視覚支援学校 1校 聴覚支援学校 3校 支援学校 22校 (うち1分校)			

府費負担教職員定数条例の改正の概要

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>市町村立の小学校及び中学校並びに市立の特別支援学校の児童・生徒数の変動に伴う学級数の増減及び国の定数改善により、平成21年度の府費負担教職員定数の改定を行うため。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第1項により、府費負担教職員の定数は条例で定めることとされているため。</p>
改正の要点	政策アセスメント（他部局、関係市町村、関係団体との調整）
<p>教職員定数の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府費負担教職員定数条例（第2条関係）</li> <li>小学校 27,180人→ 27,418 人</li> <li>中学校 14,812人→ 14,975 人</li> <li>特別支援学校 1,181人→ 1,213 人</li> </ul>	<p>定数について、財政課と調整済</p>
	<p>制度間調整の内容</p>
	<hr/>
施行予定時期	<p>その他審査の参考となる事項</p>
<p>平成21年4月1日</p>	<hr/>
適用区分	<hr/>
<hr/>	



(案)

大阪府条例第 号

府費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

府費負担教職員定数条例（昭和二十七年大阪府条例第三十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一号中「二七、一八〇人」を「二七、四一八人」に改め、同条第二号中「一四、八一二人」を「一四、九七五人」に改め、同条第四号中「一、一八一一人」を「一、二一三人」に改める。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

府費負担教職員定数条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>(府費負担教職員の定数)</p> <p>第二条 府費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校 二七、四一八人</p> <p>二 中学校 一四、九七五人</p> <p>三 高等学校 二八人</p> <p>四 特別支援学校 一、二二三人</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(府費負担教職員の定数)</p> <p>第二条 府費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 小学校 二七、一八〇人</p> <p>二 中学校 一四、八二二人</p> <p>三 高等学校 二八人</p> <p>四 特別支援学校 一、一八一人</p>

区分	府費負担教職員定数条例				大阪府立高等学校等条例		大阪府立高等専門 学校条例	合計	
	小学校	中学校	市立高等学校(定時制)	市立特別支援学校	府立高等学校	府立特別支援学校	府立工業高等専門 学校		
条例定数	20年度	27,180人	14,812人	28人	1,181人	10,128人	3,143人	141人	56,613人
	21年度	27,418人	14,975人	28人	1,213人	10,087人	3,241人	140人	57,102人
増減	238人	163人	0人	32人	△41人	98人	△1人	△489人	
増減理由	児童・生徒数の変動に伴う学級数の増等 小学校 48学級 増 中学校 119学級 増  国定数改善による増 (主幹教諭(首席)によるマネジメント機能強化 等)  小学校 67人 中学校 1人			幼稚部 △3学級 小学部 1学級 中学部 13学級 高等部 11学級  訪問 1学級  計 23学級	学校再編による減等	幼稚部 △2学級 小学部 13学級 中学部 20学級 高等部 16学級  訪問 2学級  計 49学級	府立工業高等専門 学校改革計画に基 づく教職員定数の減		
備考	1,021校 (うち6分校)  閉校 吹田市立北千里小学校  閉校 なし	465校 (うち1分校)  閉校 閉校 なし	・東大阪市立日新 ・岸和田市立産業  大阪市立・堺市立は対象外	視覚支援学校 1校 聴覚支援学校 1校 支援学校 11校 (うち1分校)  閉校 大阪市立貝塚養護学校 閉校 堺市立上神谷支援学校	146校  閉校 4校 東豊中高校 少路高校 茨木東高校 鳥飼高校  閉校 2校 【普通科総合選択制】 懐風館高校(仮称) りんくう翔南高校(仮称)	視覚支援学校 1校 聴覚支援学校 3校 支援学校 22校 (うち1分校)			

大阪府立高等専門学校条例の改正の概要

教育委員会事務局 教職員室 教職員人事課

改正の理由	条例措置を要する理由
府立工業高等専門学校改革計画を踏まえ、平成21年度の教職員定数の改定を行うため。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第31条第3項により、府立の高等専門学校（地方公共団体の設置する教育機関）の職員の定数は条例で定めることとされているため。
改正の要点	政策アセスメント（他部局、関係市町村、関係団体との調整）
教職員定数の改定 ・大阪府立高等専門学校等条例（第2条関係） 141人→140人	定数について、財政課と調整済
	制度間調整の内容
施行予定時期	_____
平成21年4月1日	その他審査の参考となる事項
適用区分	_____
_____	_____

大阪府条例

(案号)

大阪府立高等学校条例の一部を改正する

四

大阪府立高等学校専門学校の条例(昭和三十七年大阪府条例第十号)の第一等専門学校の条例に改正する。に改める。

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

大阪府立高等専門学校条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条(略) (職員の定数) 第二条 大阪府立工業高等専門学校(以下「学校」という。)の職員の定数は、百四十人とする。 第三条～第七条 (略)</p>	<p>第一条(略) (職員の定数) 第一条 大阪府立工業高等専門学校(以下「学校」という。)の職員の定数は、百四十一人とする。 第三条～第七条 (略)</p>

区分	府費負担教職員定数条例				大阪府立高等学校等条例		大阪府立高等専門 学校条例	合計	
	小学校	中学校	市立高等学校(定時制)	市立特別支援学校	府立高等学校	府立特別支援学校	府立工業高等専門 学校		
条例定数	20年度	27,180人	14,812人	28人	1,181人	10,128人	3,143人	141人	56,613人
	21年度	27,418人	14,975人	28人	1,213人	10,087人	3,241人	140人	57,102人
増減	238人	163人	0人	32人	△41人	98人	△1人	△489人	
増減理由	児童・生徒数の変動に伴う学級数の増等 小学校 48学級 増 中学校 119学級 増  国定数改善による増 (主幹教諭(首席)によるマネジメント機能強化 等)  小学校 67人 中学校 1人			幼稚部 △3学級 小学部 1学級 中学部 13学級 高等部 11学級  訪問 1学級  計 23学級	学校再編による減等	幼稚部 △2学級 小学部 13学級 中学部 20学級 高等部 16学級  訪問 2学級  計 49学級	府立工業高等専門 学校改革計画に基 づく教職員定数の減		
備考	1,021校 (うち6分校)  閉校 吹田市立北千里小学校  閉校 なし	465校 (うち1分校)  閉校 閉校 なし	・東大阪市立日新 ・岸和田市立産業  大阪市立・堺市立は対象外	視覚支援学校 1校 聴覚支援学校 1校 支援学校 11校 (うち1分校)  閉校 大阪市立貝塚養護学校 閉校 堺市立上神谷支援学校	146校 閉校 4校 東豊中高校 少路高校 茨木東高校 鳥飼高校  閉校 2校 【普通科総合選択制】 懐風館高校(仮称) りんくう翔南高校(仮称)	視覚支援学校 1校 聴覚支援学校 3校 支援学校 22校 (うち1分校)			

大阪府立博物館条例の改正の概要

教育委員会事務局 文化財保護課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>財政再建プログラム（案）の公の施設の方角性に基づき、利用者のサービス向上のための博物館運營業務について利用者に応分の負担を求める観点から、年間入館券料金の上限額の改定を行うため。</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、指定管理者が定める公の施設の利用料金は、条例の定めるところによることとされているため。</p>
	<p>政策アセスメント</p>
<p>改正の要点</p> <p>○年間入館券の額（博物館二館につき一人 1 年間を単位とする入館料）について、利用料金の上減額を次のとおり改める。（別表備考 3 関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生等及び 65 歳以上の者      1,000 円 ⇒ 1,300 円</li> <li>・ その他の者（一般）              1,500 円 ⇒ 2,000 円</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成 21 年度以降の予算措置について、財政課と調整済み</li> <li>2 利用料金改定内容について、行政改革課と調整済み</li> <li>3 利用料金設定等について、財団法人大阪府文化財センター（指定管理者）と調整済み</li> </ol>
	<p>制度間調整の内容</p>
	<p>_____</p>
<p>施行予定時期</p> <p>平成 21 年 10 月 1 日</p> <p>○既存の年間入館券の価格改定であるため、周知期間を設ける。</p> <p>○博物館では、特別展または企画展を年 4 回実施している。この点を考慮して、特別展・企画展各 1 回の開催から終了までの期間（4～9 月）を周知期間とする。</p>	<p>その他審査の参考となる事項</p>
	<p>博物館法 第 23 条（公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。）</p>
	<p>_____</p>
	<p>_____</p>



大 阪 府 大 阪 府 博 物 館 号  
第 一 次 大 阪 府 立 博 物 館 号  
大 阪 府 大 阪 府 博 物 館 号  
を 別 表 の よ う に 改 正 す る 。  
こ の 附 五 の 備 考 に 3 の 正 中 、  
一、〇〇〇〇〇〇〇〇を「一、三〇〇〇」に  
平成二十一年十月一日から施行する。

# 大阪府立博物館条例の一部を改正する条例(案)要綱

## 1 目的

財政再建プログラム(案)の公の施設の方向性に基づき、利用者のサービス向上のための博物館運営業務について、利用者に応分の負担を求める観点から、年間入館券の金額改定を行う(第8条関係)

## 2 年間入館券の金額改定

年間入館券の上限額を、下記のとおり引き上げる(別表(第8条関係)の「備考」)

○一般 1,500円 ⇒ 2,000円

○高大生・65歳以上 1,000円 ⇒ 1,300円

条例の施行期日の前日までに購入された年間入館券については、その有効期限内は引き続き使用を可能とする。

(改正の理由)

○ 年間入館券所持者は、博物館の利用頻度が高く、特段の受益者と考えられることから、応分の負担を求めることとする。なお、通常の入館料については、他府県立の類似施設の状況調査等を勘案したところ、現行の入館料を維持するのが妥当であるので、改定を見合すこととした。

(参考)

○ 全国都道府県立の類似施設における年間入館券の実態を調査したところ、割引のみの適用も含めて、年間入館券を発行しているのは、16施設である。

○ 上記16施設のうち、①常設展のみならず、特別展および企画展も年間入館券の適用範囲内、②府立博物館と同規模程度もしくはそれ以下の展示面積を有する、③設定金額が、府立博物館と同額もしくはそれ以下に設定、という施設は、茨城県立歴史博物館1館のみであることから、府立博物館の年間入館券料金は、そのサービス内容に鑑みて低価である。

○ 府立博物館が販売した年間共通入館券の平成18年度以降の購入者について、年間入館券を用いず、通常の利用料金で支払われた場合の入館料総額の平均値(=実質支払金額)を算定したところ、下記のとおりとなった。

○一般 約4,000円

○高大生・65歳以上 約2,600円

上記の金額に鑑みて、実質支払金額の半額程度に設定金額を引き上げることとする。

※なお、入館料(博物館の利用に係る料金)について、全国の類似施設と比較検討した結果、本府入館料が、同規模程度の他府県立施設と比較して低く設定されているとはいえないと認められたため、今回は据え置きとする。

## 3 施行期日

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

改正案

現行

第一条～第八条(略)  
別表(第八条関係)

第一条～第八条(略)  
別表(第八条関係)

(略)

(略)

備考

備考

1 (略)

1 (略)

2 (略)

3 年間入館券により博物館に入館しようとする場合の年間入館券の額は、次のとおりとする。

2 (略)

3 年間入館券により博物館に入館しようとする場合の年間入館券の額は、次のとおりとする。

区分	学生等及び六十五歳以上の者	博物館二館につき一人一年間	一、三〇〇円
区分	その他の者		二、〇〇〇円

区分	学生等及び六十五歳以上の者	博物館二館につき一人一年間	一、〇〇〇円
区分	その他の者		一、五〇〇円

4・5 (略)

4・5 (略)

大阪府立国際児童文学館条例を廃止する条例の概要

教育委員会事務局 市町村教育室・地域教育振興課

廃止の理由	政策アセスメント
<p>財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、大阪府立国際児童文学館を平成 21 年度中に中央図書館へ移転することに伴い、条例を廃止する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 移転に伴う予算その他について、財政課と調整済み</li> <li>2 条例廃止の時期等について、行政改革課と調整済み</li> <li>3 移転に関する基本事項その他について、指定管理者（財団法人大阪国際児童文学館）と協議済み</li> </ol>
施行予定時期	制度間調整の内容
<p>規則で定める日 （予定：平成 22 年 3 月 31 日）</p>	<hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/>
適用区分	その他審査の参考となる事項
<hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/>	<hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/>

大阪府条例第八号附則は、立国際児童学館条例（昭和五十九年大阪府条例）を廃止する。この条例の施行期日は、規則で定める。

## 大阪府立国際児童文学館を廃止する条例（案）要綱

### 1. 施設の概要

根拠条例名：大阪府立国際児童文学館条例

条例に規定された設置目的：児童文学等の振興を図り、もって児童の健全な育成に資するとともに、児童文学等を通じての国際交流に寄与する。

開設年月日：昭和59年5月5日

所在地等：吹田市千里万博公園10-6

敷地面積（敷地所有者） 3,461㎡（独立行政法人日本万国博覧会記念機構）

建物規模（施設構造） 地上2階、地下1階（鉄筋コンクリート造）

延床面積（建物所有者） 3,131㎡（大阪府）

建設費：12億56百万円

管理運営形態：平成18年度より指定管理者による運営（指定管理者：（財）大阪国際児童文学館）

※指定管理者制度導入前は、（財）大阪国際児童文学館に管理運営を委託

### 2. 条例制定の目的

財政再建プログラム（案）において、「H21年度中に中央図書館への移転を実施」との方向性が示されたことから、その実現に向けた条例の制定を行う。

### 3. 財政再建プログラム（案）公表後の経緯

平成20年7月～ 財団法人のあり方について、指定管理者（財団法人）と検討開始（継続中）

府立図書館のあり方について、府立図書館と検討開始（継続中）

11月 中央図書館への移転に伴う経費について平成21年度予算要求 政策的経費（762,028千円）

平成21年1月 中央図書館への移転に伴う経費について平成21年度予算 総務部長復活要求（587,000千円）

1月 中央図書館への移転に伴う経費について平成21年度予算 知事復活要求（587,000千円）

大阪府立泉北考古資料館条例を廃止する条例の概要

教育委員会事務局 文化財保護課

廃止の理由	政策アセスメント
<p>財政再建プログラム（案）の公の施設の方向性に基づき、大阪府立泉北考古資料館を大阪府の施設としては廃止し、堺市へ移管するため、条例を廃止する</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 廃止に伴う予算その他について、財政課と調整済み</li> <li>2 条例廃止の時期等について、行政改革課と調整済み</li> <li>3 移管に関する基本事項その他について、堺市と協議済み</li> </ol>
施行予定時期	制度間調整の内容
<p>規則で定める日                      ※移管に伴い、堺市で公の施設の設置条例を制定する必要がある、これを平成 21 年 9 月定例会において上程予定。⇒これに合わせて本件廃止条例の施行日を規則で定める予定</p>	<hr/>
適用区分	その他審査の参考となる事項
<hr/>	<hr/>

大 阪 府 大 阪 府 大 阪 府 大 阪 府  
第 十 号 附 号 附 号  
こ の 条 例 の 施 行 期 日 は 、 規 則 で 定 め る 。  
第 十 号 附 号 附 号  
こ の 条 例 の 施 行 期 日 は 、 規 則 で 定 め る 。

(案)